

令和5年度の介護保険料（5,200円/月）

所得段階	対象者	算式	保険料(年額)
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.30	18,800円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.40	25,000円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.70	43,700円
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	56,100円
第5段階	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	62,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	74,800円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	81,100円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	93,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.70	106,000円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.80	112,300円

・老齢福祉年金は、明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた人で、一定条件に該当する場合に受ける年金です。

・合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1から第5段階の方は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1から5段階の方の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6から第10段階の方の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は合計所得金額から、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

・課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。